

共同研究契約書雛型（課題解決型・非独占）

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「甲」という。）及び〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条及び別表に従い、相互協力して共同研究（以下、「本共同研究」という。）を実施するものとし、共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

（１）「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、標章、著作物及びノウハウ等技術的成果並びに科学的知見をいう。

（２）「知的財産」とは、次に掲げるものをいう。

（イ）特許法に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）

（ロ）特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する登録出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位

（ハ）著作権法に規定する著作権（プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権を含む。）

（ニ）外国における上記各権利に相当する権利

（ホ）文書等客観的に特定可能であり秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議のうえ特に指定するもの（本契約において、「ノウハウ」という。以下同じ。）

（３）本契約において、「発明等」とは知的財産の創出をいう。

（４）本契約において、「出願等」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請及び出願（仮出願を含む。）、著作権については著作物及び著作権の登録をいう。

- (5) 本契約において、知的財産の「利用」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第28条に規定する権利の対象となる行為、種苗法第2条第5項に定める行為並びにノウハウの使用（本契約第22条に定めるノウハウの秘匿義務を遵守したうえで自らの事業目的に使用することをいう。）をいう。
- (6) 本契約において、「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第3に掲げる者及び本契約第3条第3項に規定する者をいう。
- (7) 本契約において、「研究ステージ」とは、研究開始から1年毎を目途とする研究の区切りをいう。研究期間中の場合は、研究の進捗や成果等について乙に報告を求め、当該報告に基づき甲が研究評価を行うまでの期間をいう。

(研究内容)

第2条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- (1) 研究課題：○○
- (2) 契約番号：第○○○号
- (3) 研究目的：○○
- (4) 研究内容：○○
- (5) 研究分担：別表第1のとおり
- (6) 研究期間：本契約締結日から○○年○○月○○日（契約変更手続きに要する期間を考慮し、別表第2※書きに記載するステージゲート評価の時期から1か月後を記載予定）
- (7) 研究スケジュール：別表第2のとおり
- (8) 研究実施場所：本共同研究は、次に示す場所で実施する。
- 甲) ○○○県○○市○○
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 ○○
- 乙) 乙の住所（共同研究実施場所を記載）
場所（事業所）名

(研究の担当)

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究を担当し、それぞれ担当した研究についての管理を行う。

2 甲及び乙は、それぞれ別表第3に掲げる者を本共同研究に参加させ、それぞ

れ主たる研究担当者を置く。

- 3 甲及び乙は、自己に属する者を新たに本共同研究に参加させようとする場合は、予め相手方に別表第3に準じた書面により通知するものとし、当該者に対して本契約の内容を遵守するよう必要な措置をとる。なお、やむを得ない事情により、研究担当者の変更又は削減を行う必要がある場合は、別途、甲乙協議するものとする。

(研究協力者)

第4条 甲又は乙は、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者（学生等を含む。）を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 前項において、研究協力者を参加させる甲又は乙は、予め相手方に別表第3に準じた書面により通知するものとし、研究協力者となる者に本契約の内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。
- 3 研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、本契約の関連規定を準用する。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な、自己が保有する情報、資料又はプログラム等（以下「技術資料等」という。）を、甲又は乙以外の者との契約等により秘密保持義務を負っていない場合に限り、相互に無償で提供又は開示する。

- 2 前項にかかわらず、相手方から提供又は開示された技術資料等が知的財産の対象となる場合において、甲又は乙が当該技術資料等を本共同研究以外で利用するときは、甲及び乙は、事前に相手方の同意を得るものとし、別途締結する利用契約で定める利用料を相手方に支払う。
- 3 甲及び乙は、本契約に従って相手方から開示又は提供される技術資料等の輸出、または外国における技術資料等の提供もしくは非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サに規定する特定類型の該当者（以下、非居住者と特定類型該当者をまとめて「非居住者等」という。）への技術資料等の提供を行う場合、これが本契約上の第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に相手方の書面による同意を得る

ものとし、外国為替及び外国貿易法に従い輸出許可取得等必要な手続きを行う。

(研究担当者等の派遣)

第6条 甲及び乙は、本共同研究を実施するために必要がある場合は、予め相手方の同意を得て、別表第3に掲げる者及び研究協力者を相手方の施設内に派遣することができる。この場合、相手方の諸規程等に従わなければならない。

(研究経費の負担)

第7条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な研究経費を別表第4のとおり負担する。

(研究経費の支払)

第8条 甲は、別表第4に掲げる研究経費のうち甲が乙に支払うべき研究経費を乙の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 乙は、前項の請求書に当該研究経費の経費等内訳明細書を添付するものとする。

3 乙は、研究経費について、前項に規定する経費等内訳明細書における直接経費の費目と費目との間で経費の流用を行うことにより、直接経費総額の5割(5割相当額が300万円以下の場合は300万円)を超える増減の変更をしようとするときには、予め甲の承認を得なければならない。

4 前項にかかわらず、間接経費(一般管理費)は各費目との流用をしてはならない。

5 甲が第1項に規定される支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、その未払額に、遅滞の責任を負った最初の時点における民法第404条で定める法定利率で計算した延滞金を、乙は甲に対して請求できる。ただし、金額が10,000円未満であるときは支払いを要しないものとし、その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(経理)

第9条 第7条の研究経費の経理は乙が行う。

2 乙は、前条第2項の研究経費の経費等内訳明細書を、本共同研究終了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から7年間保管しなければならない。

3 乙は、第7条の研究経費の経理状況を明らかにするため、実績内訳書を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類

を整理し、本共同研究終了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から7年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期限までに提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 乙は、本共同研究が終了又は解除されたとき、並びにそれまでの毎会計年度末及び研究ステージ終了時において差額を翌研究ステージに持ち越したい場合において、実績報告書（収支報告、第11条1項に定める理由書を含む）を作成し、本共同研究が終了又は解除されたときもしくは研究ステージ終了時においてはその日から61日以内に、また毎会計年度末においては翌会計年度の5月31日までにそれぞれ甲に提出しなければならない。

(契約金額の確定)

第11条 甲は、契約期間中の中間年度及び研究ステージ終了時において、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、実績額の確認を行う。このとき、研究ステージ終了時において当該研究ステージの実績金額が別表第4に定める金額に満たない場合には、その差額を翌研究ステージに持ち越すことができる。乙は、翌研究ステージへの差額持ち越しを希望する場合には、理由書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、本共同研究の終了又は解除に伴い前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、本条、次条及び第13条の定めるところに従い、契約金額を上限として第7条の研究経費を精算し、速やかに契約金額を確定し、乙に通知する。

3 実績額の計算において、間接経費（一般管理費）率は、契約時において乙が甲に対して適用した率により計算するものとする。

(実績額の調査)

第12条 甲は、前条第1項に規定する実績額の確認又は前条第2項に規定する契約金額の確定において、実績額が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否か等を調査するものとし、必要がある時は乙に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所その他関係場所に立ち入り、帳簿及び関係書類を調査することができる。

(支払済み金の返納)

第13条 甲は、第8条に定める支払方法により支払いを行った後、第11条の契約金額の確定において既に支払った金額が乙に支払うべき金額を超える場

合には、その超える金額の返納を乙に請求する。

- 2 前項の場合において、乙は、甲の所定の請求書発行の日の翌月末日までに返納しなければならない。この場合、甲は請求書発行後速やかに乙にその旨を通知する。
- 3 乙が、前項の期限内に返納しない場合の措置については、第8条第5項の規定を準用する。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

- 第14条 別表第4に掲げる研究経費により取得した施設・設備・備品等のうち、甲が資産として指定する物は、本共同研究の終了日以降、甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、本共同研究が終了したとき又は解除されたとき及びそれまでの毎会計年度末において、前項に該当する物の一覧を作成し、甲に提出しなければならない。

(施設、設備及び機器の使用等)

- 第15条 甲及び乙は、本共同研究の用に供するため、別表第5に掲げる自己の施設・設備を相手方へ無償で使用させるものとし、また、必要な設備、機器その他の物品（以下「設備等」という。）を相手方の同意を得て相手方の施設内に持ち込むことができる。
- 2 甲及び乙は、前項の設備等を無償で相手方から受け入れ、共同で使用するものとする。なお、当該設備等を受け入れた当事者は、相手方から受け入れた設備等について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで、善良なる管理者の注意義務をもって保管又は使用し、本共同研究の目的外に利用してはならない。
 - 3 甲及び乙は、相手方の施設、設備等に異状を発見した場合、原因にかかわらず速やかに相手方に報告しなければならない。
 - 4 甲及び乙は、相手方の施設、設備等を故意又は過失により滅失又は損傷したとき、相手方の指示に従い、修補、代品の納付又は損害の賠償をしなければならない。
 - 5 設備等の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(支給又は貸し付ける資産の取扱い)

- 第16条 甲及び乙は、前条に規定する設備等であつて、自らの資産（甲の場合は資産取扱要領（財務部長通達第15－1号）に定めるところによる。以下同

じ。)に該当するものについて、相手方に支給又は貸し付け（以下「支給等」という。）を行うときは、前条に加え、次の各号に定める処置を行うものとする。

- (1) 支給等を行う者は、相手方に支給等を行う設備等を引き渡すときは引渡書を添付するものとし、相手方は、これと引換えに受領書を支給等を行う者に提出しなければならない。
- (2) 支給等を受けた者は、相手方から支給等された設備等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払いを記録、整理し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(知的財産の帰属及び出願等)

第17条 甲及び乙は、本共同研究の実施により発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産の帰属及び出願の可否等について協議する。

- 2 甲及び乙は、本共同研究の結果単独で発明等を行い、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産の持分を承継した場合において、予め相手方の同意を得て、当該発明等に係る知的財産は当該甲又は乙の単独所有とし、甲又は乙が単独で出願等の手続きを行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は出願等を行おうとする者が負担するものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究の結果共同で発明等を行った場合、当該研究担当者の有する当該発明等に係る知的財産の持分をそれぞれ承継し、当該発明等に係る知的財産は甲及び乙の共有とする。当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産に係る持分を協議し、当該発明等に係る甲、乙それぞれの貢献度に応じて定めた上で、別途締結する共同出願等契約に従って共同で出願を行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、甲乙が持分に応じて負担するものとする。
- 4 甲又は乙が当該知的財産を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等を行うものとする。この場合、出願等手続き及び権利維持に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。
- 5 甲及び乙は、第1項に定める発明等とは別に、本共同研究の実施により得られた成果又は共有の知的財産に基づき新たに発明等（以下「改良発明等」という。）が生じた場合は、遅滞なくその内容を相手方に通知し、当該改良発明等に係る知的財産の帰属及び取扱いについて、協議の上、決定する。
- 6 甲及び乙は、本共同研究の実施により創作される共有著作物について、相手方に対し著作権人格権を行使せず、また、本共同研究の一部を学生又は下請業者（甲又は乙の契約者又は再委託者若しくは下請契約者（あらゆる段階の再委

託者、下請契約者及び供給者を含む。)、以下学生と合わせて「下請業者等」という。)に実施させる場合、当該下請業者等をして著作権人格権を行使させないよう措置するものとする。

(外国出願等)

第18条 前条の規定は、外国における知的財産の出願及び権利保全等（以下「外国出願等」という。）についても適用する。

2 甲及び乙は、前条第3項に基づき、自己に承継された共有の知的財産に関する外国出願等を行うにあたっては、その要否及び対象国等について協議の上、決定する。

(知的財産の利用に関する取扱い)

第19条 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた共有の知的財産を、自己の事業の目的で利用する場合（自己の事業目的で自己以外の者をして利用させる場合を含む。）は、相手方の同意を得ることなく無償で利用することができる。

2 甲及び乙は、相手方に書面による事前通知を行うことにより、相手方の同意を得ることなく、共有の知的財産を第三者に対して利用を許諾することができる。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合には、本項の規定にもかかわらず、甲及び乙は別途協議の上、第三者への利用許諾の可否及び条件等について合意し決定しなければならない。

(1) 利用許諾をしようとする第三者が日本国籍を有しない個人又は法人である場合

(2) 利用許諾しようとする共有の知的財産に第5条に基づき相手方から提供又は開示された知的財産が含まれる場合

(3) 利用許諾しようとする共有の知的財産に第22条に基づき指定するノウハウが含まれる場合

3 甲及び乙は、前項に基づく利用許諾が以下の各号に該当する可能性があると判断する場合は、当該第三者について必要な調査を行うことができ、当該調査の結果、以下の各号に該当することを立証できる場合には、前項にもかかわらず、相手方に対して、当該第三者に対する利用許諾を直ちに終了し、当該知的財産の共有者として、当該第三者による知的財産の利用を差し止めることができるものとし、相手方はこれに必要な協力をするものとする。

(1) 当該第三者が第24条に規定する暴力団員等に該当し、又は関係する場合。

(2) 当該第三者への利用許諾が、法令等により禁止されている場合。

4 甲及び乙は、本条第2項により第三者に利用許諾する場合、当該第三者から

徴収する利用の対価は、当該知的財産の持分に応じて甲及び乙に分配される。

- 5 甲及び乙は、本共同研究の実施により得られた単独所有の知的財産を、当該知的財産が帰属しない相手方が利用許諾を希望する場合はそれに応じるものとし、甲乙協議のうえ、第三者に対する利用許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

(持分の譲渡等)

第20条 甲及び乙は、本共同研究の実施により生じた共有の知的財産の自己の持分の全部又は一部を第三者に譲渡することを要望するときは、あらかじめ相手方の書面による同意を得るものとする。

(研究成果の帰属及び成果報告書の作成)

- 第21条 甲及び乙は、本共同研究の実施に関して単独で得られた研究成果をそれぞれ単独で所有する。
- 2 甲及び乙は、本共同研究の実施に関して共同で得られた研究成果を共有する。
 - 3 甲及び乙は、本共同研究完了時に本共同研究の実施期間中に得られた前二項の研究成果について、共同して成果報告書を取りまとめる。
 - 4 甲及び乙は、本契約が何らかの事由で解約された場合及び研究評価の結果研究終了となった場合であっても、解約及び研究終了までに実施された内容について共同して成果報告書を取りまとめる。
 - 5 前二項に基づきとりまとめられる成果報告書は2部作成し、甲及び乙がそれぞれ保管する。

(研究成果におけるノウハウの特定)

- 第22条 甲及び乙は、協議の上、前条の成果報告書に記載する研究成果のうちノウハウとして取扱うことが適切なものについて、速やかにノウハウの指定を行う。
- 2 ノウハウの指定に当たっては、その秘匿すべき期間を、原則としてノウハウの指定が行われた日から本共同研究の期間中及び本契約終了後5年間とする。ただし、甲乙協議の上、当該情報の優位性や研究動向を勘案し秘匿すべき期間や取扱い条件を協議して定めることができる。また、優位性や研究動向などの状況に変化があった場合には、秘匿すべき期間や取扱い条件を甲乙協議して変更することができる。
 - 3 甲及び乙は、第1項により指定したノウハウを、前項に定める期間中、自己に属する者であって自己の業務上開示が必要な者以外の者及び第三者に対し

て、秘匿しなければならない。ただし、当該ノウハウが第25条第2項ただし書第1号から第6号のいずれかに該当することが証明できたものについては、この限りでない。また、同項ただし書第7号に該当するに至った場合は、同号が優先する。

4 甲及び乙は、本条の規定が第19条に優先することを確認する。

(研究成果の開示及び公表)

第23条 甲及び乙は、研究成果について、前条で規定するノウハウの秘匿義務及び第25条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で、次項以下に定める手続きに従って開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表」という。）ができる。

2 前項の場合、研究成果の公表を希望する者（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表を行おうとする日の30日前までにその公表内容を書面にて相手方に通知しなければならない。なお、公表にあたっては、公表される研究成果が本共同研究の結果得られたものであることを明示することを原則とするが、相手方が当該明示を行わないことに同意した場合又は当該明示を希望しない場合は、この限りでない。

3 前項に基づき通知を受けた相手方は、通知された公表内容に、自らの将来期待される利益を侵害するおそれがあるものが含まれると判断されるときは、当該通知受理後15日以内に公表内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表により相手方から将来期待される利益を侵害するおそれがあるとして、本項に従い通知を受けた部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

4 本共同研究終了日の翌日から起算して5年間を経過した後は、公表希望当事者は、第2項に定める相手方に対する通知を行うことなく、研究成果の公表を行うことができる。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

5 甲及び乙は、研究成果を輸出する場合又は研究成果の提供を行う場合には、外国為替及び外国貿易法を遵守しなければならない。前項にかかわらず、甲及び乙は、相手方が単独で所有する研究成果及び共同で所有する研究成果を輸出、又は外国における当該研究成果の提供若しくは非居住者等への当該研究成果の提供を行う場合、これが本契約上の第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に相手方の書面による同意を得ることとする。

(不当介入への対応)

第24条 甲及び乙は、本契約に関し、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」と総称する。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。
 - (2) 暴力団員等による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
 - (3) 前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容を書面により相手方に報告するものとする。
- 2 前項第1号における暴力団関係者とは、個人又は法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。
- (1) 暴力団員と認められる場合
 - (2) 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合
 - (4) 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
 - (5) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (6) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合
 - (7) 前各号のほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合
- 3 甲及び乙は、相手方が本条第1項に違反していると認められるときは、相手方に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。指示を受けた者は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。
- 4 甲及び乙が暴力団員等から不当介入を受けたことにより本共同研究に影響を受けたときは、甲乙協議してこれを解決するものとする。

(秘密保持)

第25条 本共同研究における秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本共同研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物、又は有形無形を問わず、甲及び乙で秘密情報と

- して取り決め、書面により確認されたもの。
- (2) 書類・図面・写真・試料・サンプル・磁気テープ・フロッピーディスク等により、相手方から秘密である旨の表示が付されて開示・交付された情報。
 - (3) 相手方から秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、速やかにその要旨を書面で明示し、秘密である旨の表示が付された情報。
- 2 甲及び乙は、秘密情報を秘密に保持するよう適切に管理し、これを本共同研究の目的遂行上必要な者以外に漏洩し又は開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
- (1) 相手方から知得する以前に、既に公知であるもの。
 - (2) 相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3) 相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したことを証明できるもの。
 - (5) 相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
 - (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
 - (7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。
- 3 甲及び乙は、本契約の目的、性質に応じて、秘密保持に関する特約を付することができる。秘密保持に関する特約が付された場合には、相手方は、当該特約の定めるところにより、秘密の保持に万全を期さなければならない。
- 4 前三項に基づく秘密保持義務は、第1項による指定が行われた日から本共同研究の期間中及び本契約終了後5年間有効とする。ただし、前項の特約に有効期間の規定が含まれる場合は、当該規定が優先するものとし、また第22条に基づき指定したノウハウについては、同条に基づく期間の規定が優先する。
- 5 前各項に関して、甲及び乙は、相手方の故意若しくは過失により損害を被った場合又は相手方が本条に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し賠償請求することができる。
- 6 甲は、契約の件名、金額、契約相手方及びその他必要な情報を公表することができる。

(情報の目的外利用の禁止)

- 第26条 甲及び乙は、相手方が提供又は送信する情報（前条第2項各号のいずれかに該当する情報を除く。）を、本共同研究にかかる業務の実施のために必要な範囲で利用することができ、その範囲を超えて利用することはできない。

(セキュリティ)

第27条 甲及び乙は、本共同研究の実施において、各々の定めるセキュリティに関する規程及び相手方の指示に従い、各々が管理する区域における秩序の維持、適正かつ円滑な業務の遂行並びに重要な資産及び重要な情報の防護（セキュリティ）を確保しなければならない。

2 前項に関して、甲及び乙は、相手方の故意又は過失により損害を被った場合、相手方に対し賠償請求することができる。

(安全管理)

第28条 甲及び乙は、本共同研究のために自己がそれぞれ管理する場所において相手方が行う試験研究の際の安全確保に関しては、相手方の責に帰すべき事由によるものを除き、その責任を負わなければならない。

2 甲及び乙は、相手方の管理する場所における試験研究に参加する場合は、相手方の定める安全に関する諸規程及び相手方が安全のために行う指示に従わなければならない。

(業務の委託)

第29条 甲及び乙は、第2条に定める研究実施に必要な業務の一部を第三者に委託することができる。その場合、速やかに相手方に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、業務の一部を第三者に委託する場合は、本契約に定める自己の責任・義務について、受託者に遵守させるよう必要な措置をとるものとする。

(研究評価の実施)

第30条 甲は、本共同研究の研究期間中及び研究終了時に、研究の進捗や成果等について乙に報告を求め、当該報告に基づき研究評価を行うことができる。その場合、甲は、本評価後速やかに評価結果を乙に通知しなければならない。

2 甲は、前項の研究評価の結果、本共同研究の実施計画の見直し、継続、終了等を判断することができる。

3 乙は、本共同研究の研究期間中における評価の結果、研究継続の通知を受けた場合には本共同研究に係る作業を実施できるものとする。また、研究終了の通知を受けた場合には本契約に基づく本共同研究は終了するものとし、乙は、本通知日後に生じた経費を第10条に規定する実績に計上してはならない。

(契約期間の延長等)

第31条 甲又は乙は、天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由又は本共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じたとき、双方協議の上、第2条に定める研究期間を延長することができる。

2 甲又は乙は、前項に定める延長に伴い生ずる一切の損害について、相手方に賠償を請求することができない。

3 甲及び乙は、前条第1項に規定する本共同研究の研究期間中における評価の結果、研究継続となった場合には、本契約の研究期間及び別表を変更するものとする。

(契約の解約又は解除)

第32条 甲又は乙は、次に定める各号の事由が生じたとき、双方協議の上、本共同研究契約を解約することができる。

(1) 研究目的又は研究内容が第2条に定める研究期間満了前に達成又は実現されたとき

(2) 天災その他本共同研究遂行上止むを得ない事由が生じたとき

(3) 当初予測できなかった事由が生じたことにより研究目的の達成又は実現が不可能又は困難であることが判明したとき

2 甲又は乙は、前項に定める解約に伴い生ずる一切の損害について、相手方に賠償を請求することができない。

3 甲及び乙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、30日以内に相手方に対する相当期間を定めた書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2) 相手方が本契約に違反したとき

(3) 相手方が前各号と同視できるような信頼関係を喪失させる行為を行ったとき

4 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかの事態が生じた場合、何らの催告を要さず、本契約を解除することができる。

(1) 破産、民事再生、会社更生等の手続の申立を受け、若しくは自ら申立てたとき

(2) 仮差押、強制執行、競売等の申立、又は手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受け、あるいはこれらの申立又はこれらの処分を受ける程にその財産状況が悪化したとき

(研究の終了等に伴う研究経費等の取扱い)

第33条 乙は、第31条第1項に定める延長により受領済みの研究経費に不

足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに甲に対して書面により通知しなければならない。この場合において、甲は乙と協議の上、不足する研究経費の負担について定める。

- 2 前条に定める解約又は解除若しくは変更契約の締結により第11条第2項に定める研究経費の額に不用な部分が生じたとき、甲は乙に不用となった額の返還を請求するものとする。
- 3 甲及び乙は、本共同研究を終了したときには、第15条第2項の規定により相手方から受け入れた設備のうち自己に所有権が移転していない設備を、本共同研究終了日時点の状態で相手方に返還しなければならない。

(損害賠償)

- 第34条 甲及び乙は、第32条第3項若しくは第4項に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して、被った直接損害に限り賠償請求をできる。ただし、第15条（施設、設備及び機器の使用等）、第25条（秘密保持）又は第27条（セキュリティ）については、各規定が定めるところによる。
- 2 本契約に明示の規定がある場合を除き、甲及び乙は、本契約の履行に起因又は関連して、第三者に損害を及ぼし又は第三者との間に紛争を生じたときは、自らの責任と費用でこれを解決する。

(損害賠償の範囲及び額)

- 第35条 本契約に基づく請求に対し、損害賠償の範囲及び額について、甲及び乙は誠実に協議する。

(契約の有効期間)

- 第36条 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第4条（第1項を除く）、第5条第2項、第9条（第1項を除く）、第10条から第13条まで、第15条（第1項を除く）、第17条から第27条まで、第33条（第1項を除く）、第34条、第35条、本項、第37条及び第39条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(権利義務の譲渡)

- 第37条 甲及び乙は、本契約上の地位又は本契約によって生ずる債権債務について、第三者に譲渡し又は担保の目的に供してはならない。但し、あらかじめ書面により相手方に申請し、承認を受けた場合は、この限りではない。

(協議)

第38条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、
甲乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第39条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審専
属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を
保管するものとする。

年 月 日

(甲) 東京都調布市深大寺東町七丁目44番地1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長 [調達部長名]

(乙) 住所 【住所は相手方が国以外の場合に記入。】

別表第 1（第 2 条関係）

研究項目	甲	乙
(1) . . .	◎	◎
(2) . . .	◎	○
(3) . . .	○	◎
(4) 研究のまとめ	◎	◎

※◎：主たる研究実施機関、 ○：従たる研究実施機関

別表第 2（第 2 条関係）

項目	スケジュール											
	●年度 (1 年目)				●年度 (2 年目)				●年度 (3 年目)			
(1)						(予定)						
(2)						(予定)						
(3)						(予定)						
(4)										(予定)		

※●年度（2 年目）第●四半期以降のスケジュールは予定であり、●年●月頃に行う
ステージゲート評価の結果、研究継続を行うこととなった場合に契約を締結予定。

※●年度（3 年目）第●四半期以降のスケジュールは予定であり、●年●月頃に行うス
テージゲート評価の結果、研究継続を行うこととなった場合に契約を締結予定。

別表第 3（第 3 条関係）

区分	氏名	担当	所属・職名	みなし輸出 該当(*)
甲	○ ○	◎	○○プロジェクトプロジェクトマネージャー	－
	○ ○	○		－
乙	○ ○	◎	・・・総括等	－
	○ ○	○		○

※◎：主たる研究担当者、 ○：従たる研究担当者 □：研究協力者

(*)技術の提供を行う場合に外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び第 2 項に
基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性がある非居住者又は「外国為替及
び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可
を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成 4 年 1 2 月 2 1 日付け 4 貿

局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サに規定する特定類型に該当する場合に○を付す。

別表第4(第7条関係)

区分	○年度経費(1年目)	備考
甲	○千円	○千円のうち△△へ●千円(税込)を上限として支払う
乙	○千円	

区分	○年度経費(2年目)	備考
甲	○千円	○千円のうち△△へ●千円(税込)を上限として支払う
乙	○千円	

※●年度(2年目)経費は、●年に行うステージゲート評価の結果、研究継続を行うこととなった場合に追記予定。

区分	○年度経費(3年目)	備考
甲	○千円	○千円のうち△△へ●千円(税込)を上限として支払う
乙	○千円	

※●年度(3年目)経費は、●年に行うステージゲート評価の結果、研究継続を行うこととなった場合に追記予定。

別表第5(第15条関係)

区分	施設設備等		
	名 称	規 格	数 量
甲			
乙			